また、本件事業の施行方法については、堤防を陸側に整備する案（以下「申請案」という。）と、堤防を従前位置に整備する案及び堤防を申請案より陸側に整備する案の3案による検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、取得必要面積が中位であるが、既設堤防を仮締切堤防及び工事用道路として使用することから施工性に優れていること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既存堤防が破堤したことなどから、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、相馬市長を会長とする相馬地方市町村会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　福島県南相馬市役所

○近畿地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月十六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加古川市平岡町高畑字辻ケ内三二九番一地内	前	三〇・九〇～四〇・〇〇メートル	〇・〇〇九キロメートル
	後	三二・九〇～四二・〇〇メートル	〇・〇〇九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　供用開始の区間

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加古川市平岡町高畑字辻ケ内三一九番一地内	前	四〇・五〇～五二・六〇メートル	〇・二〇八キロメートル
	後	四〇・五〇～六九・六〇メートル	〇・二〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮崎県児湯郡新富町大字上富田字大渕二一三九番一から同町大字上富田字大渕川原二二五四番まで	前	四〇・五〇～五二・六〇メートル	〇・二〇八キロメートル
	後	四〇・五〇～六九・六〇メートル	〇・二〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名　十号　供用開始の区間　図面縦覧場所

宮崎県児湯郡新富町大字上富田字関木元二八六三番一から宮崎市佐土原町下田島字徳ケ渕五七番五まで　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
由布市挾間町挾間字立烏帽子四八六番四から同市挾間町挾間字立烏帽子四八六番五まで	前	一六・一〇～一七・四〇メートル	〇・〇〇一キロメートル
	後	一六・一〇～一七・四〇メートル	〇・〇〇一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十六日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名　二百十号　供用開始の区間　図面縦覧場所

由布市挾間町挾間字立烏帽子四八六番四から同市挾間町挾間字立烏帽子四八六番五まで　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一六四円（本体一五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）